

経営革新計画の承認のメリット

信用保証協会の保証枠の拡大

経営革新計画が承認されると、信用保証協会の信用力が上がり保証枠が拡大します

(1) 経営革新計画の承認事業に対する資金の別枠(追加)保証

	通常限度額		承認企業別枠	
普通保証	2億円	+	2億円	
無担保保証	0.8億円		(追加)	0.8億円
(うち無担保・無保証人)	0.125億円			0.125億円

(2) 経営革新のために必要となる新事業開拓(研究開発)保証額の増額

研究開発費用保証	通常限度額	⇒	承認企業限度額
	2億円		3億円

政府系金融機関による承認事業資金の低利別枠(追加)融資

経営革新計画により承認された事業については、政府系金融機関の融資枠が拡大します

他の融資	通常限度額	+	承認企業限度額
	7.2億円		(追加)
			7.2億円 (優遇は2.7億円まで)

(注) 1企業当たり、「他の融資」と「承認事業資金融資」合計で12億円が限度

税制上の優遇その他

経営革新計画が承認されると、承認事業に必要な機械・装置の取得に対して税金面の優遇措置があります

機械・装置取得額の30%の特別償却または取得額の7%の税額控除
リースの場合はリース費用総額の4.2%の税額控除

都道府県の支援策(都道府県が独自に実施)

(1) チャレンジ融資・フロンティア資金(県により名称は異なる)
融資限度額 8千万円~2億円(県で異なる)の低利融資

(2) 設備資金融資制度(休止の県も多い)
小規模事業者の創業または経営基盤強化に必要な設備資金の優遇

対象企業 融資限度 融資額 利率	通常制度	⇒	承認企業
	小規模事業者		従業員50人以下
	4千万円		6千万円
	設備資金の1/2		設備資金の2/3
			無利息

<対象>

製造業・建設業・その他 従業員20人以下の企業
小売・卸・サービス業 従業員5人以下の企業
首都圏では神奈川と千葉で実施(東京・埼玉は休止)

(3) 新製品・商品開発の補助金
県によっては承認企業に補助金の支援をする場合あり
対象経費等の1/2~2/3、2百万円~8百万円程度

その他のメリット

- 会社のPR効果
経営革新計画の承認企業は、都道府県のホームページに掲載される。
これを閲覧した会社から仕事の引合いが来るケースあり
- 会社の信用力の向上
民間の銀行は、承認企業を直接優遇する融資はないが、銀行内での企業の格付けが向上する
- その他
特許出願支援、販路開拓支援などが受けられる